

必要やむを得ない者に係る訪問通所の支給限度額の  
短期入所の利用限度日数への振替えについて（案）

（１）要件

①対象市町村

短期入所サービスの基盤整備状況が十分であると認められる市町村に限り行う

②対象者

ア）利用者が痴呆であることなどにより、同居している家族等の介護が困難な場合や、

イ）同居している家族等が高齢、疾病であること等を理由として十分な介護ができない場合

など、短期入所サービスを利用限度日数を拡大して受けなければ在宅介護の継続が困難であると市町村が認める者

（２）短期入所の限度額の振り替え

（１）の要件に該当する者については、短期入所サービスの利用限度日数を超過した月以降の各月において、当該各月の訪問通所サービスの区分支給限度額の「使い残し分」の範囲内において、利用限度日数を超えて短期入所サービスを「振り替え利用」できるものとする。

ただし、できる限り幅広い要介護者によるショートステイの利用が定着するよう、この措置による「振り替え利用」を行った月については、本来の利用限度日数内の利用も含めて、1月当たり14日（2週）を限度として利用限度日数に加える。

※ この特例措置は、利用限度日数を超えたショートステイの利用ニーズについて、本来の利用限度日数を利用し終わった月から適用するものとする。  
 ただし、現在の「2倍の拡大措置」も存置するので、家族が介護保険サービスをあまり利用せず、自宅で介護を行っている場合(\*)には、2倍の拡大措置が適用され、次の要介護認定期間におけるショートステイの利用限度日数が拡大される。

\* 要介護更新認定申請の4か月前と3か月前の各月において、入院入所によらず訪問通所サービスを6割未満しか利用せず、かつ、ショートステイをその利用限度日数の範囲内では利用しない場合

<拡大>

要支援 : 6か月に1週間 → 2週間  
 要介護1・2 : 6か月に2週間 → 4週間  
 要介護3・4 : 6か月に3週間 → 6週間  
 要介護5 : 6か月に6週間 → 9週間

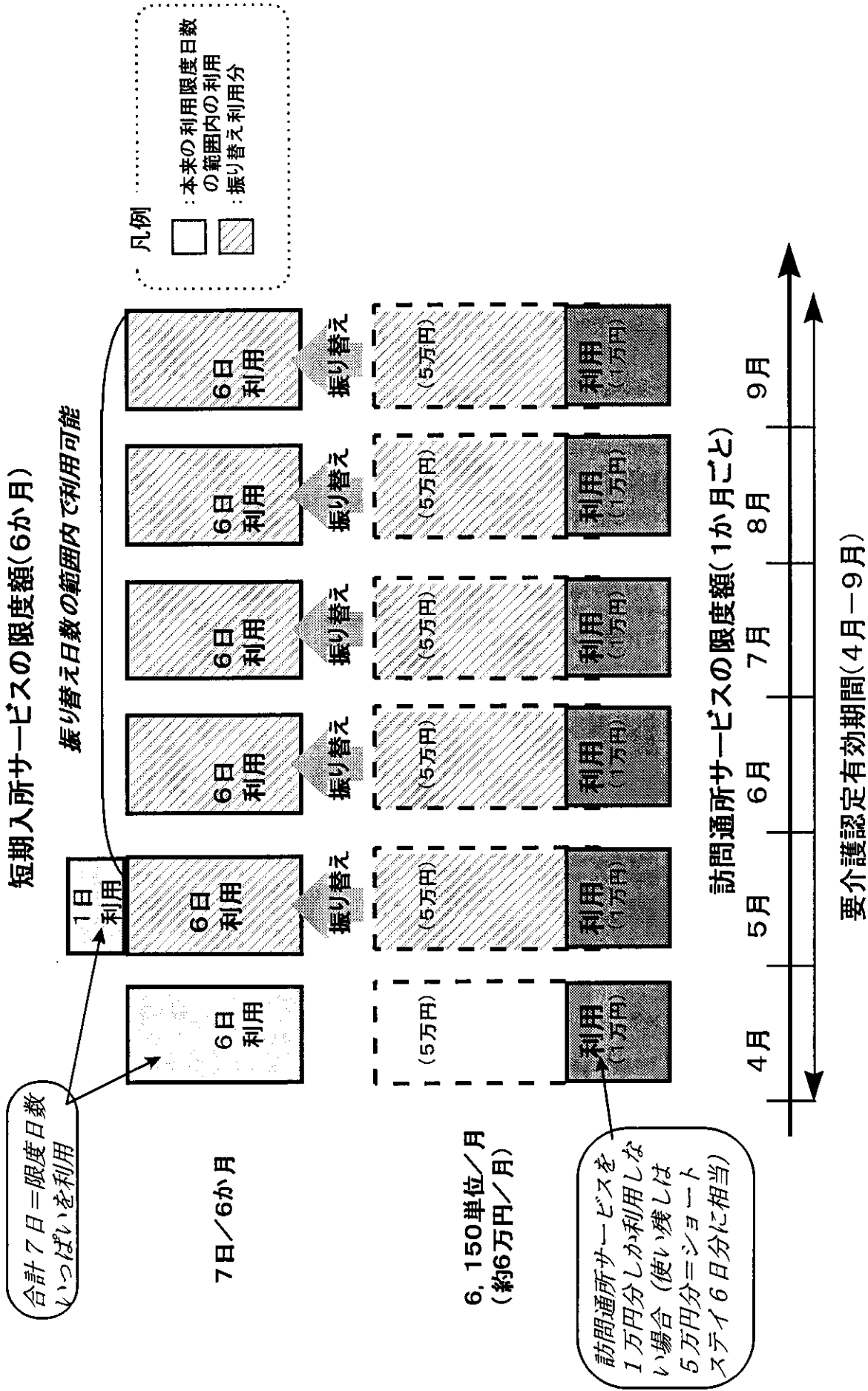
### (3) 費用の支払方法

(2)による「振り替え利用」分を現物給付により利用することを可能とするためには、国保連の審査支払システム的大幅な変更を要し、制度実施までに対応することは困難なため、「振り替え利用」については償還払いによる取扱い(=現物給付化できない)とするものとする。

(参考) 支給限度基準額

	短期入所サービス	訪問通所サービス
要支援	: 6か月に1週間	6, 150単位/月
要介護1	: 6か月に2週間	16, 580単位/月
要介護2	: "	19, 480単位/月
要介護3	: 6か月に3週間	26, 750単位/月
要介護4	: "	30, 600単位/月
要介護5	: 6か月に6週間	35, 830単位/月

ショートステイの利用限度日数の弾力化イメージ(要支援の場合の一例)



※ まず、利用限度日数までショートステイを利用し、さらにそれを超えて利用する場合に、今回の「振り替え利用」の措置を適用する。

(参考)

今回の特例措置により最大限利用可能な日数

- 本来の利用限度日数を最初に集中的に利用し、訪問通所サービスをほとんど利用せずに短期入所サービスへ最大限の振り替え措置（2週間を限度）を行ったと仮定した場合の利用限度日数は以下のとおり。

	本来の利用限度日数 (A)	振り替え分 (B)	拡大後の利用限度日数 (A+B)
要支援	1週間／6月	1週間／1月×6月 (1月目から振り替え可能)	7週間／6月
要介護1	2週間／6月	2週間／1月×5月 (2月目から振り替え可能)	12週間／6月
要介護2	2週間／6月	2週間／1月×5月 (2月目から振り替え可能)	12週間／6月
要介護3	3週間／6月	2週間／1月×5月 (2月目から振り替え可能)	13週間／6月
要介護4	3週間／6月	2週間／1月×5月 (2月目から振り替え可能)	13週間／6月
要介護5	6週間／6月	2週間／1月×4月 (3月目から振り替え可能)	14週間／6月

(注) 要介護1～4までは、本来の限度日数を1月で、要介護5は2月で使い切る。  
要支援は、本来の限度日数を1月で使い切り、さらにその月も振り替え利用。

※ 上記数字は、「2倍の拡大措置」と併用される場合は除いている。